

第1回三春町復興推進協議会会議概要

日 時	平成24年12月11日（火）15：26～16：10
場 所	三春町役場2階公室
構成員	三春工業株式会社 株式会社東邦銀行 株式会社みずほ銀行 三春町商工会 福島県 三春町
事務局	三春町産業課商工グループ 主任主査 伊藤 雄一 主 査 小林 学

【次 第】

- 1 開 会
- 2 あいさつ（三春町産業課長）
- 3 出席者紹介
- 4 復興推進協議会について
- 5 三春町復興推進協議会の設置について
- 6 議 事
(1) 復興推進計画（案）について
(2) その他
- 7 閉 会

【議事概要】

○あいさつ（新野三春町産業課長）

本協議会は、東日本大震災復興特別区域法に基づく、利子補給金制度を活用するため設置するものであり、関係者に参集いただきました。

本日の案件は復興を進めるために必要な事業であり、町としては活用できるよう良い方向に進めていきたいと考えています。

お集まりの皆様方には、慎重審議をお願いします。

○事務局

東日本大震災からの迅速な復興を支援する目的で、平成23年12月7日に東日本大震災復興特別区域法が成立し、地域が主体となった復興を強力に支援するため、経済的支援などの被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設し、必要となる税・財政・金融上の支援を行うこととしています。

このたび、本町に立地する三春工業株式会社が田村西部工業団地で行うオイルシール製造設備の増設・増強を行う事業について、本町の復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものに位置づけ、事業に必要な資金の貸付を行う金融機関に対して、復興特区法の規定に基づく利子補給金の支給を受ける計画を本町が策定するものであります。

利子補給金の支給に係る計画の申請にあたっては、復興特区法に基づく「復興推進協議会」の設置が必須であり、協議会において、申請する復興推進計画につ

いて協議しなければならないことが規定されています。協議会の構成員は計画を策定する三春町、関係地方公共団体の福島県、事業実施主体、利子補給金の支給を受ける予定の金融機関となっており、本日、協議会の開催のためにお集まりいただいたところであります。

会長は、設置要綱第4条に基づき、三春町産業課長にお願いします。副会長は、同要綱第4条に基づき、会長より指名をお願いします。

○会長

副会長は、三春町商工会事務局長を指名します。

○会長

それでは、議事に入ります。「三春町復興推進計画（案）」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

三春町復興推進計画（案）についてご説明いたします。
(以下「三春町復興推進計画（案）」により説明)

○会長

説明のあった「三春町復興推進計画（案）」についてのご意見を伺います。

○出席者

今後のスケジュールを確認します。

○事務局

12月14日（金）までに公募書類を復興庁に先ず提出した後、復興推進計画を同じく復興庁に提出します。年明け1月には採否が公表される予定であります。

○会長

他にないようなので、「三春町復興推進計画（案）」については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○出席者（全員）

異議なし

○会長

原案のとおり決定いたします。

○事務局

了承いただいた「三春町復興推進計画」は、今後、復興庁とのやり取りの中で、文言等の修正があると思うが、その点についてはご了解いただきたい。

以上